

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。

具体的な支障事例

本県においては、既に県総合防災情報システム(以下「県システム」という。)において市町村の避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートとの連携により、県民や報道機関等に災害情報を提供している。なお、県システムに当該情報を入力すれば、連携しているLアラートにも同時に同情報が入力される仕組みとなっている。

そうした現状の中、内閣府は、令和2年4月から避難所から国災害対策本部まで、救援物資の要請や調達、輸送に関する情報を一元的に管理できる物資調達・輸送調整等支援システム(以下「国システム」という。)の運用を開始した。

上記の現状を踏まえると、市町村においては、国システムと県システムのそれぞれに避難所開設情報の登録を行う必要があるため、災害時における市町村職員の作業負担が大きい。なお、それぞれのシステムに入力しなければならない避難所開設登録内容は、開設日時、避難者数、避難者数内訳(要配慮者、乳幼児)、ライフライン状況及び無線の有無である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存の県システムと連携しているLアラートを活用し、避難所開設情報を取得できるよう国システムを見直すことにより、市町村職員は同様の避難所開設登録作業を2回行う必要がなくなるため、災害時の入力作業の効率化、負担軽減及び国・県・市町村間における正確な情報共有が実現される。

根拠法令等

「物資調達・輸送調整等支援システム」運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、福島県、茨城県、栃木県、館林市、前橋市、千葉県、千葉市、川口市、相模原市、新潟市、山梨県、愛知県、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、大阪府、八尾市、兵庫県、広島市、徳島県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎市

○物資調達・輸送調整等支援システムは、令和2年4月から稼働中であるため、早急なシステムの見直しをお願いしたい。また、6月18日の内閣府主催の同システム操作訓練において、サーバー障害が発生し、訓練が中止となったことを踏まえ、災害時にシステムが安定かつ確実に利用できるよう、早急な改善もお願いしたい。

○当県においても、県災害情報システムにおいて市町職員が避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートと連携もしている。現状では、国システムと県システムへの避難所開設情報の二重登録作業が必要となり、市町職員の作業負担が大きい。Lアラート又はSIP4Dを経由して両システムが連携することで、二重登録作業を省略することが望ましいと考える。

○多くの都道府県において、すでに独自の防災システムを導入しており、市町村は県システムへの入力を以て、県への被害報告を行うとともに、Lアラートやデータ放送、エリアメール等への情報発信を一元化して行っている。過去の災害時の対応においても、多岐にわたる災害対応を求められる職員にとって、システムの入力作業は負担が大きい。災害時の運用を想定し、より実用的なシステムとなるよう、国システムとLアラートの連携を強く求める。

○避難所情報の登録が県システムと国システムで別管理となっている現状では、登録・更新の漏れや誤りなどによって、両システム間での正確な情報共有ができない恐れがある。市町村職員が行う作業は、従来どおり県システムへの登録のみとし、もともと情報を一元管理しているLアラート経由でシステム連携することで、前段のようなリスクは回避できると考える。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和

提案団体

島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。  
少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象経費の見直しなど要件緩和を図ること。

具体的な支障事例

システム維持費等の補助期限を設置から3か年度を限度とする要件は、事業を開始した際には示されておらず、導入済みの既存システムの運用にかかる費用の捻出に苦慮している。  
また、要件の追加が足かせとなり、新規の少子化対策事業を実施し辛くなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

限度要件の見直しにより、少子化対策事業を安定して実施することができる。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、長野県、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○当県においても、本年度から利用者の目線に立った結婚や出会い支援に関するホームページを新たに立ち上げることとしている。行政が結婚や出会いの支援を行うことは非常に意義のあることであるが、補助率や要件の制約により、理想とするサイト運営が難しい状況にある。  
○交付金を活用し、平成28年度に開設した県の結婚支援センターでは、令和元年度から運営費に交付金が活用できなくなるため、人員を1名削減した。人的基盤が弱まるのに加え、人件費への一財充当は事業費を圧迫し、全県的な結婚支援を促進する拠点としてセンターが行う中間支援の取組も一部、縮小する必要が生じた。  
○当県においても、継続事業に対する補助期限の取扱いの適用により、令和元年度から結婚支援センターや異業種間等の交流を仲介する事業所間婚活コーディネーターの設置事業の運営費が補助対象外とされ、財源確保に苦慮している。

○国の「少子化社会対策大綱」(2020年5月)において、地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等が位置付けられているが、結婚支援センターは、各自治体が結婚支援を推進するに当たり核となる機関である。一方で、各自治体が結婚支援センターを運営するに当たっては、会費を高額にできない事情もあることから、人件費やシステム運営費等毎年の恒常的な経費に係る財源の確保が難しくなっている。少子化に歯止めがかからない状況において、結婚支援センターの役割は益々重要になっており、また、新しい生活様式を採り入れた事業展開等が求められる中で、補助対象期間や対象経費等の要件緩和が必要であるとする。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直す。

具体的な支障事例

幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の副食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が「保護者」として整理されるため、異なる施設に入所する場合は通算されず、また保護者のもとに戻るために長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。

また、幼稚園にとっても給食費の徴収が複雑となり負担となっている。

(財源割合:県の措置費の場合→国 1/2、県 1/2、多子減免が適用される場合→新制度移行済の園は国 36.9%、県 31.55%、市町村 31.55%ずつ、未移行の園は国・県・市町村 1/3 ずつ)

そこで、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し事務負担の軽減を図りたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多子判定に係る市町村の事務負担が軽減されるとともに、幼稚園にとっても給食費の徴収に係る負担が軽減される。

根拠法令等

児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

233

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

起業支援金制度における補助対象期間等の見直し

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。  
また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。

具体的な支障事例

【現状】

起業支援金は、地方創生推進交付金を活用して、UIJ ターン等による起業支援を行っている。  
応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日から1月末までと定められている。

【支障】

応募資格は、公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業(登記)した者に限定され、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。  
そのため、前年度の2～3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。  
また、補助対象期間は、執行団体から起業者への交付決定日(当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃)以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度上、完全に対象外となっている前年度2～3月に起業する者を含め、前年度に起業した者も対象とすることで、起業者の機会損失を防ぐことができる。  
当県以外の起業支援制度の起業時期(前年度4月～当該年度1月末、22ヶ月)と同内容で実施することにより、起業者(県民)にも分かりやすく、利用しやすい制度となる。  
4～8月に起業する者にとっては、最も経費を要する時期(事務所開設に係る改修費、初度備品等)を対象とすることが、効果的な支援のあり方である。

根拠法令等

起業支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県

○当県においても、2月に起業した者等が対象外となるなど、起業した日によっては、補助金受給の機会損失が生じている。

また、申請者によっては初度備品費等事務所開設に係る経費や事務所賃料が交付決定日より前から生じている。

前年度2月から3月に起業した者を対象に含めるとともに、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすることで、起業時の障壁を低減し、もって起業の促進に資するものとする。

○応募資格は、公募開始日(今年度は4月10日)から当該年度中2月末までに起業(登記)した者に限定され、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。

そのため、前年度の3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。

また、補助対象期間は、執行団体から起業家への交付決定日(当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃)以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や備品費等を補助対象とすることができないため、交付決定前着手を認め、当該年度の公募開始以降に要した費用を補助対象とすること。

○当県の場合、今年度の募集期間は年度途中からとしているため、4月から公募開始日前までの期間に起業(登記等)した場合や前年度に起業(登記)した場合は、本来の目的である、地域課題の解決に繋がる新たな起業であっても支援の対象外となっている。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

234

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法における「救助」の範囲への家屋 被害認定調査等の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬などに限定されている。

発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。

【支障】

大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難となった。

他の自治体から応援職員を派遣する際にも、災害救助費の対象でないため、応援自治体の負担となっている。

【再提案理由】

令和元年台風第15号を契機として災害救助基準が改正(令和元年10月施行)され、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)まで拡充された。

支援対象が拡充された住宅の応急修理や、応急仮設住宅の供与を迅速に行うためには、その判断基準となる家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行が不可欠である。救助以外の目的のために活用されることのみをもって、災害救助費の対象外とすることは災害救助業務の遅延を招きかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が救助費の対象となることで、被災自治体への応援を躊躇なく行うことができ、多数の応援職員の派遣が可能となる。また、今後想定される大規模災害への迅速な対応に備えることができる。

災害救助法においては令和元年台風第15号を契機として住宅の応急修理の対象が拡充されたが、家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行は、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を図るうえで不可欠であり、その迅速化は、避難所での長期生活者の減少、震災関連死の増加防止にもつながる。

根拠法令等

災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条



追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、須賀川市、栃木県、前橋市、練馬区、八王子市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○大規模災害における被災者の生活再建にあたっては、罹災証明書を根拠に支援を行っているため、基礎自治体においては、遅滞なく罹災証明書を交付しなければならないこととされている（災害対策基本法 90 条の 2）。また、令和元年東日本台風からは、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊（損害割合 10%以上）世帯にまで拡大されていることから、罹災証明書の必要性・重要性は益々高まっている。被害認定調査などを災害救助法の「救助」の範囲に追加することで、住家被害認定調査におけるタクシー・レンタカー活用や、土地家屋調査士への被害認定調査一部事務委託において、財政面で柔軟な運用が可能となり、罹災証明書の発行事務の円滑化・迅速化に大きく寄与する。

○地震・台風や近年多発する豪雨災害などで家屋被害調査及び罹災証明書発行業務に膨大な人員、経費を要している。もはや災害はいついかなる時でも発生しうるものとして対策を講じる必要があり、自治体間での人的・物的支援を融通し合うことが早期復旧につながる。以上のことから、住民の福祉の向上のため、災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加することが必要である。

○令和元年東日本台風においても県内の多くの自治体において災害救助法を適用し、救助を実施したところであるが、住宅の応急修理や賃貸型応急住宅の供与のために必要となる住家の被害認定調査や罹災証明書の交付については、災害救助法で規定する救助に当たらない。被害規模の大きい自治体では、1日当たり 90 人以上の人員で住家の被害認定調査を行うなど、短期間で調査を完了させるために多くの人員を割いており業務に係る負担は大きい。業務の実施に際し必要となった事務費（時間外勤務手当や消耗品費等）は国庫負担の対象とされていない。また、業務を実施するに当たり応援自治体が職員を派遣し対応する場合、被災自治体の財政負担を勘案し、応援自治体が派遣に要した経費を負担するケースもあり、応援自治体にとっても大きな負担となっている。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

235

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大  
(被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用)

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。  
制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・一部損壊世帯は支援対象となっていない。一方、災害救助法では、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)世帯まで拡大されている。

【支障】

平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は被災者生活再建支援法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない市町が発生した。令和元年の台風第15号による住宅被害では、災害救助法に基づき一部損壊世帯まで住宅応急修理の支援対象が拡大された。一方、本制度では半壊・一部損壊世帯は支援対象外である。

【再提案理由】

同一の災害により被害を受けた世帯に対して、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態は公平性の観点からも避けるべきで、法に基づく支援が平等に行われる必要がある。対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一の災害により被害を受けた全ての地域が支援対象となることで、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態を避けることができ、同じ災害の同じ被害程度の被災世帯に対して同法に基づく支援が平等に行われることとなる。  
対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。

## 根拠法令等

被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八戸市、福島県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、四日市市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、竹田市、宮崎県、宮崎市

○同一災害による被害からの復興、適用地域の平等性との観点においては、法の適用地域の拡充は必要とされるところだが、適用自治体の災害の規模を考慮した制度設計が必要と考えられる。令和2年5月末時点での当市のり災証明書交付件数は約136,000件、うち約3割が半壊世帯、約6割が一部損壊世帯である。当市がこれまで実施してきた被災者アンケートでは、半壊及び一部損壊世帯についても、住宅被害の復旧に相当の費用を要する結果となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっていることが考えられる。

○西日本豪雨災害において、当県では2,500世帯を超える半壊被害が発生した。県内全域が被災者生活再建支援法の適用区域となったものの、半壊等については法制度の支援が受けられないことから、県が市町と連携して独自に緊急支援金を予算化して支援を行った。生活再建に多額の費用を要することから、多数発生している半壊等の被害も支援対象とすることにより地域のコミュニティが確保されるため、制度改正が必要と考えられる。